

放置自転車撤去の公示

この付近に放置されていた自転車は、京都市自転車等放置防止条例第5条の規定により、本市が撤去し、保管しています。

自転車の所有者等は、下記のとおり引取りの手続きを行ってください。

歩道柵等に施錠した自転車の鎖等は切断しました。

撤去時の傷等・鎖等の損害は責任を負いません。

記

1 撤去した日 年 月 日

2 自転車の保管場所

三条千本保管所 / 京都市中京区壬生天池町5-2
TEL 075-821-9366

3 返還を受けるために必要なもの

(1) 返還を受ける自転車1台につき3,500円

(2) 自己の氏名及び住所を証明するもの

〔運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等は1点、
学生証、健康保険証等の場合は2点必要になります。〕

4 保管所開設日時

毎日正午～午後9時 ※ただし、12月29日～1月3日を除きます。

5 撤去自転車の処分について

撤去後、4週間の間に引取りのない自転車は、京都市において処分します。

6 撤去自転車の所有権の帰属について

撤去後、6箇月経過しても自転車（売却した代金を含む）を返還することができないときは、当該自転車の所有権は本市に帰属します。

7 行政不服審査請求について

本処分に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求（自転車等の返還を請求する場合は、審査請求に合わせて執行停止の申立も必要）を行うことができます。

8 放置自転車 撤去に関する問い合わせ

放置自転車等電話相談センター

TEL 075-241-0333 (24時間・365日受付)



年 月 日

京都市長
建設局自転車政策推進室

Notice

Bicycles and scooters parked in this vicinity impede traffic and were seized in accordance with Article 5 of the Kyoto City Ordinance for Preventing Illegal Parking of Bicycles. Bicycle owners shall take the following steps: please bring your passport or other form of identification, bicycle key, and 3,500 yen to the Sanjo-Senbon Bicycle & Motorcycle Impound Lot. The impound lot is open 12pm to 9pm daily except Dec. 29-Jan. 3.

Please note that bicycles left for four weeks will be disposed of by Kyoto City.

For inquiries concerning bicycle removed and impounded by Kyoto City:075-241-0333